

第2回 わたしのイチオシ!

# つるおか名物 コンテスト

**[加工食品部門]**

第1回 名物コンテスト 金賞

蔵王クリームチーズ粕漬

**[菓子部門]**

第1回 名物コンテスト 金賞

だだちゃ豆のフィナンシェ



## 出品大募集

鶴岡市の食品や加工品を広く内外に情報発信し、  
旅行者のお土産や贈答用として販売促進を図ることで、  
食関連産業のさらなる振興を目指します。

**応募期間**

令和2年**9月16日**(水)~**10月14日**(水)  
[当日消印有効]

**審査会**

令和2年10月25日(日)

※出羽庄内国際村大ホール

**結果発表**

令和2年11月中旬

**受賞特典**

受賞者は次の支援を受けることができます。

- ①雑誌等への受賞商品の広告記事の掲載
- ②鶴岡市ふるさと納税の返礼品として取扱い
- ③鶴岡食文化創造都市推進協議会HPでの商品PR
- ④特別な食文化ロゴマークの使用許可と  
ロゴシールの配布
- ⑤コンテストPR用ミニのぼりの配布
- ⑥PR用写真の撮影、権利の提供

**参加特典**

コンテスト応募商品一覧を掲載したチラシの首都圏  
への配布

主催：鶴岡商工会議所、出羽商工会、鶴岡食文化創造都市推進協議会





## 開催要項

### 1. 応募要件

#### (1) 応募資格

- ① 鶴岡市内に事業所を有する法人、組合、団体、個人
- ② 新商品開発、販路拡大に取り組む意欲がある事業者であること

#### (2) 対象商品

- ① 平成 27 年以降に商品化（改良されたものも含む）されたもので、「第 1 回わたしのイチオシ! つるおか名物コンテスト」で受賞していないもので改良が図られたものであること
- ② 食品表示法、不当景品類及び不当表示防止法、計量法、食品衛生法等の関係法令に違反していないこと
- ③ 審査会を行う際に指定する数量を備え、商品の説明や資料提供を行えるもの

#### (3) コンテスト部門

- ① 菓子部門
- ② 加工食品部門（上記①以外のもの）※アルコール類は除く

#### (4) 応募点数

一事業者等が応募できる点数は、上記「(3)コンテスト部門」に掲げる各部門あたり 1 点とする。

#### (5) 応募締切 **令和 2 年 10 月 14 日(水)**[当日消印有効]

#### (6) 応募方法

「応募申込書」に次の書類等を添付して、下記まで郵送または電子メールで応募する。

##### 【申込先】

〒 997-8601 鶴岡市馬場町 9-25

#### 鶴岡食文化創造都市推進協議会

(鶴岡市企画部食文化創造都市推進課内)

TEL:0235-25-2111 (内線 540) FAX:0235-25-2990

e-mail:syokubunka@city.tsuruoka.yamagata.jp

#### (7) その他

申込書等の書類は、QR コード（食文協 HP）から入手してください。



### 2. 審査

#### (1) 審査日・会場

- ① 審査日 令和 2 年 10 月 25 日(日)
- ② 会場 出羽庄内国際村大ホール

#### (2) 審査方法

- ① 食味審査及びパッケージ等の総合審査により審査を行う。
- ② 審査員は市民代表と有識者の 12 名により審査を行う。
- ③ 審査は、出品した商品の特長等を記載した説明書と一口サイズのを審査員に提供する形とする。この場合の提供資材（審査商品）は事業所が用意する。

#### (3) 応募者の準備品等

- ① 審査用の商品化されたパッケージの写真と一口サイズのもの 12 点を準備する（個包装の細かな商品は皿に載せるなどしてください）。この搬入等は、指定する日時・場所とし、後日事務局から連絡する。
- ② 審査会時に応募者が出した包材は応募者が持ち帰ること。なお、審査用の試食に供した包材（試食用皿・爪楊枝など）は主催者で袋を準備し廃棄する。

#### (4) 審査基準

- ① ネーミング・包装 ネーミングやパッケージデザインに独自性があるか
- ② 商品の外観 …… 見た目がおいしそうか、食べてみたいと感じるか
- ③ おいしさ …… 食味、食感、彩り、香りなどが優れているか
- ④ 値ごろ感 …… 商品の魅力や価値から売り上げが見込めるか
- ⑤ 鶴岡らしさ …… 鶴岡の食材を使用したり鶴岡らしいストーリーがあるか

### 3. 表彰及び審査結果

#### (1) 各賞 金賞（1 点）、銀賞（1 点）、銅賞（2 点）

※各部門それぞれ

#### (2) 審査結果は、11 月中旬に応募者へ通知し、同時に結果発表を実施する。

### 4. その他

#### (1) 応募いただいた写真画像データの権利については、応募者及び主催者に帰属することとし、主催者側で二次利用する場合があります。

#### (2) 審査会時の搬入搬出や駐車場等の詳細については、別途文書でご説明します。

問い合わせ先

鶴岡食文化創造都市推進協議会事務局（鶴岡市食文化創造都市推進課内）

TEL：0235-25-2111（内線 540） FAX：0235-25-2990